

一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者
名称
代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
届出の年月日	年 月 日			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）			
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変更前	変更後	
		m^3 /日 () 時間	m^3 /日 () 時間	
		t /日 () 時間	t /日 () 時間	
m^3 /時間	m^3 /時間			
	t /時間	t /時間		
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	埋立地の面積	m^2	埋立地の面積	m^2
	埋立容量	m^3	埋立容量	m^3
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画				
変更の理由				
着工予定年月日	年 月 日			
使用開始予定年月日	年 月 日			
※事務処理欄				

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。
さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。
- 6 知事が指定する部数を提出すること。